



「家庭教育を実践する日」

News Letter

令和5年11月号

子どもを性被害から 守るために

「生命の安全教育」を、
知っていますか？

「生命（いのち）の安全教育」は、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることを目指すものです。

全国の学校で、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう推進されています。

県内で令和4年度中に発生した声掛け事案等の認知件数は820件です。その半数以上は中学生以下に対する事案です。

声掛け事案等は性犯罪へつながることが考えられます。子どもたちには、自分やまわりの人も大切にできる力を身につけさせる必要があります。

- ご家庭で簡単に実践できる取組を、毎月紹介しています。

「自分を守ること」について、
親子で話し合いませんか？

『プライベートゾーン』という言葉を知っていますか？身体の大切な部位で、水着で隠れるところと口のことです。

プライベートゾーンは、

- ・だれかに見せない、触らせない。
- ・見られたり触られたりしそうになったら「イヤ」と断り大人に相談する等

小さい頃から、しっかり教えてあげたいですね。

また、岐阜県警察は「セーフティーファイブ」を提唱し、子どもたちに身を守る方法を伝えています。お子さんと、どうすると自分を守ることができるのか、是非、話し合ってみてください。

岐阜県警察公式YouTube

5つのやくそく
セーフティーファイブ



「話そう！語ろう！我が家の約束」運動

「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として「話そう！語ろう！我が家の約束」運動を推進しています。取組をとおして、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

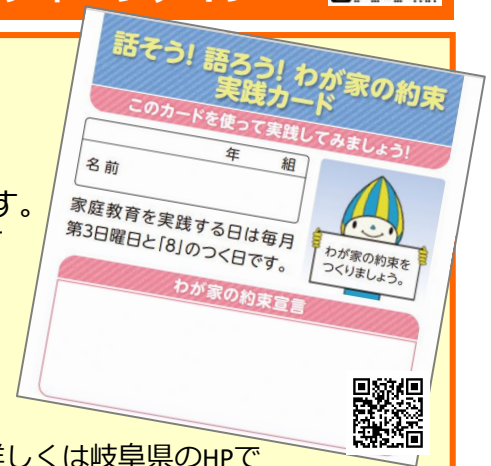
● 運動の取組方法

- 1 家族で話し合って「我が家の約束」をつくる
- 2 取組実践カードに記録
- 3 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝えあう
- 4 次の約束を話し合う

詳しくは岐阜県のHPで

岐阜県 家庭教育

検索



● 家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。11月は8日、18日、19日、28日です。

● 家庭教育に関するご相談は

岐阜県 環境生活政策課
生涯学習係 TEL 058-272-8752

このNewsLetterは
岐阜県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/373567.pdf>

